



川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業の事業者が決定しました！

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業の事業者（優先交渉権者）に関する公募を実施し、次のとおり3者決定しました。今後、各事業者と基本協定を締結し、令和6年4月以降に新たな利活用事業を開始し、水辺のにぎわい創出に向けた取組を一層推進してまいります。

- 1 事業の名称：川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業
- 2 事業期間：令和6年4月頃から令和9年3月頃まで（河川法に基づく許可期間）
- 3 対象区域：川崎市中原区上丸子八幡町地先の河川敷（図1 ①～⑩）
- 4 事業者（優先交渉権者）等の概要

事業者名	事業内容	主な実施場所	主な実施予定
1 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体 (代表企業：太平洋総業サービス株式会社)	バーベキュー事業等	①②	土日祝 (4～11月頃)
	各種イベント等	③④⑥	土日祝
	キッチンカー事業等	⑨	土日祝
2 株式会社 湘南台自動車学校	高齢者教習等	⑦	平日
3 株式会社 OCTA CREATION	焚火事業・キャンプ事業等	①④⑥	金土日祝

※詳細な事業内容や事業開始時期については、本市ホームページ1にて順次公開いたします。



図1



<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000159251.htm>
本市ホームページ1

5 選定方法

本市による資格確認を実施し、川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会多摩川緑地部会（以下「委員会」という。）において提案内容の評価を行いました。本市は委員会からの審議結果の報告を受け、事業者（優先交渉権者）を決定しました。委員会における審議結果詳細及び講評は、本市ホームページ2にて後日公開いたします。（3月中旬公開予定）

6 今後の予定

協定締結 令和6年3月中旬
事業開始 令和6年4月以降



<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>
本市ホームページ2

(参考：これまでの経緯)

- 平成24年3月 丸子橋河川敷や周辺の住宅街において、バーベキュー利用者によるゴミの
投棄等の課題が生じており、課題解決に向けて、町内会、商店街、国、川崎
市などによる連絡会を設置し、対応策等について検討を開始
- 平成30年8月 国や周辺町内会等と連携したマナーアップキャンペーンの実施
- 令和2年3月 一般のバーベキュー利用を禁止し、新たな利活用に向けた社会実験の公募
を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期
- 令和3年10月 延期した社会実験を実施（約2カ月）
- 令和4年8月 社会実験を実施（約3カ月）
- 令和5年9月 河川空間のオープン化*

※河川管理の一部負担など一定の条件を満たした場合、河川敷での営業活動を行う事業者による利活用を可能としたもの

令和5年10月 募集要項の公表

令和6年2月 委員会

(参考：社会実験の様子)



バーベキュー事業



キッチンカー事業



ふわふわタマランド (エア遊具)



水上アクティビティ (水上サイクリング体験)



キャンプ事業



タマ庭シネマ (映画上映)